

(別紙)

令和3年度 ICT 施工の基準類作成に関する募集要領

1. 募集概要

国土交通省では、建設業における生産性の向上を図るため、全ての建設生産プロセスにICT等を活用するi-Constructionを推進しており、ICT施工の普及促進にむけて必要となる基準類の整備を進めています。

公共工事に用いられる工種は多種にわたること、またICTの進展が非常に早いことから、新技術を迅速に現場導入するため、民間企業等から基準類の提案を募集し、より迅速に基準類を整備する取組みを、令和元年度から行ってきたところです。

令和3年度も引き続きICTを用いた新たな出来形管理手法の提案（「民間提案技術」という）の募集を行います。本募集要領では、民間提案技術の応募を行う際の手続き、必要な資料、審査方法を示します。

2. 募集対象

以下に定める対象技術I a、I b、II、IIIの区分に該当する技術を募集します。各技術について、所定の応募様式により技術概要等を提出していただくとともに、現場適用性が確認できるバックデータを提出していただきます。

募集技術 I a 新たなICTを用いた新工種の出来形管理を行う手法

出来形管理にICTが適用されていない工種（「新工種」という）に、新たなICTを活用する手法

募集技術 I b 新たなICTを用いた既存工種の出来形管理を行う手法

出来形管理にICTが既に適用されている工種（「既存工種」という）に、新たなICTを活用する手法

募集技術 II 既存のICTを用いた新工種の出来形管理を行う手法

新工種に既存のICTを活用する手法

募集技術 III その他の提案（既存の基準類の改訂等）

上記I a、I b、IIのいずれにも当てはまらないカイゼン提案（例：出来形管理以外の提案で、新たなICT建設機械、ICTを活用した施工法を用いることによりさらなる管理の効率化・生産性向上を実現する提案）。

その他、ICTを効率的に活用するために、既存のICT施工関連基準類の規定をカイゼンする提案。

3. 提案募集に関するスケジュール

提案内容の審査については一次審査と二次審査により段階的に審査されます。

(1) 一次審査

提案に関する提出資料、および各提案に対して実施するヒアリング結果を基に、技術の完成度、精度、期待できる効果の程度、現場のニーズ等の観点で総合的に判断し、基準化の検討対象となる提案を選定します。

(2) 二次審査

一次審査で選定された提案については、さらに詳細なバックデータおよび既存基準の改訂案を提出いただきます。この提出された内容を精査し、要領化を実施する提案を選定します。

(3) 現場調査

要領化を実施する提案として選定された提案を対象として、必要に応じて実施する実現場等での追加のバックデータ収集にご協力いただきます。現場調査の実施時期は、2021年9月～12月を予定しています。現場調査結果を踏まえ、最終的に有効性が高いと判断された提案については、新たな基準案作成や既存基準の改訂を行います。

【提案募集に関するスケジュール】

2021年4月27日	民間提案の募集開始、一次審査資料の受付開始
2021年5月28日	一次審査資料の提出期限
2021年6月1日～6月25日	提案者へのヒアリング
2021年7月中旬	I C T導入協議会（一次審査結果の審議）
2021年7月30日	一次審査結果の通知、二次審査資料の受付開始
2021年8月31日	二次審査資料の提出期限
2021年9月～12月末	実現場における検証実験
2022年1月	新基準案・改訂基準案の検討開始

4. 提案応募のための要件等

(1) 応募者に関する要件

- ・提案の応募は、I C T導入協議会に属する「関係団体」名により行って下さい。
- ・提案の応募にあたっては、「関係団体」に所属する企業等から、「代表者」を1者定めてください。代表者は、提案の内容を主に担当する者を定めることとします。
- ・提案応募者は、代表者のほか、当該提案に関係する者を、「その他構成員」（「関係団体」に所属する企業等であることを要しません）として定めることができます。

(2) 資格要件等

- ・提案を受理した後、提案に基づく基準類の作成・改正検討を行うに先立ち、提案内容の検証等を行うために必要な、工事現場の提供、計測データの提供等、提案応募者のご協力を求めることを想定しております。
- ・そのため、提案応募者には、必要に応じて実施する実現場等での追加のバックデータ収集に協力できる体制が整っていることとします。

- (3) 応募提案数
- ・提案の数には上限を設けません。

5. 応募手続きについて

5.1 応募方法

(1) 一次審査への応募

応募の「代表者」は、後掲「6. 提出資料の内容 6. 1 一次審査のための提出資料」の内容に基づき、提案技術毎に応募してください。提出方法は電子メールとします。

(2) 一次審査のためのヒアリングの実施

- ・提案の具体的内容を確認するため、提案応募者(代表者及びその他構成員)に対し、必要に応じヒアリングを実施します。
- ・ヒアリングの有無・日時・場所は、下記の連絡窓口より、電子メールにより通知します。
- ・ヒアリングに出席しない場合は、原則として応募をとりやめたものと見なします。
- ・提出資料の内容を確認した結果、以下に該当すると判断された提案については、二次審査以降の検討に採択されない場合があります。

※建設工事とは直接関係のないもの、アイデアのみもの、ICTの紹介のみもの、ICT活用時の精度確認が困難なもの、ICTの活用に著しく費用がかかるもの、安全性が確認できないもの等

(3) 二次審査資料の提出

提出資料とヒアリング結果等を踏まえ、基準化の検討候補として選定された提案については、その旨を電子メールでお知らせしますので、後掲「6. 提出資料の内容 6. 2 二次審査のための提出資料」の内容に基づき、提案技術毎に資料を提出してください。

5.2 応募期限・応募方法

- (1) 応募期限（一次審査資料提出期限）：2021年5月28日（金）
- (2) 二次審査資料の提出期限：2021年8月31日（火）
- (3) 応募方法：下記提出先に電子メールにて応募してください。

5.3 提出先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本施工高度化研究室 宛

E-mail nil-actd@mlit.go.jp

6. 提出資料の内容

6.1 一次審査のための提出資料

「2. 募集対象」に掲げた(1)～(4)の区分ごとに、それぞれ以下に示す応募資料を提出して下さい(別紙〇に、それぞれの提案資料申請様式への記載例を示します)。なお、一次審査として、提出された資料の内容審査と応募者へのヒアリング調査を実施の上、要領化の候補とする提案の

選定を行います。

- (1) **募集技術Ⅰa** 新たなICTを用いた新工種の出来形管理を行う手法
 - 申請様式Ⅰ-1 ICTを用いた新たな管理手法 提案概要書
 - 申請様式Ⅰ-2 ICT 技術概要書

- (2) **募集技術Ⅰb** 新たなICTを用いた既存工種の出来形管理を行う手法
 - 申請様式Ⅰ-1 ICTを用いた新たな管理手法 提案概要書
 - 申請様式Ⅰ-2 ICT 技術概要書

- (3) **募集技術Ⅱ** 既存のICTを用いた新工種の出来形管理を行う手法
 - 申請様式Ⅱ-1 ICTを用いた新たな管理手法 提案概要書

- (4) **募集技術Ⅲ** その他の提案（既存の基準類の改訂等）
 - 申請様式Ⅲ-1 ICTを用いた新たな管理手法 提案概要書
 - 申請様式Ⅲ-2 既存の基準類の改訂 提案概要書

6.2 二次審査のための提出資料

一次審査の結果、基準化の検討対象として選定された提案については、「2. 募集対象」に掲げた(1)～(4)の区分ごとに、以下の追加資料の提出をお願いいたします。

- (1) **募集技術Ⅰa** 新たなICTを用いた新工種の出来形管理を行う手法
 - 申請様式Ⅰ-3（基準類の改訂案）
 - 新たなICTの計測精度に関するバックデータ
 - 新たな工種の面管理規格値に関するバックデータ（面的な施工精度の実態確認結果）（任意）

- (2) **募集技術Ⅰb** 新たなICTを用いた既存工種の出来形管理を行う手法
 - 申請様式Ⅰ-3（基準類の改訂案）
 - 新たなICTの計測精度に関するバックデータ

- (3) **募集技術Ⅱ** 既存のICTを用いた新工種の出来形管理を行う手法
 - 申請様式Ⅱ-2（基準類の改訂案）
 - 新たな工種の面管理規格値に関するバックデータ（面的な施工精度の実態確認結果）（任意）

- (4) **募集技術Ⅲ** その他の提案（既存の基準類の改訂等）
 - 申請様式Ⅲ-3（基準類の改訂案）

6.3 申請資料の記載内容

■申請様式 I-1、II-1、III-1 ICT を用いた新たな管理手法 提案概要書

ICTを用いた新たな管理手法の適用工種、提案の概要を記載してください。また、手法の概要がわかる添付資料を提出することができます。

【記載すべき内容】

- ・提案の種別
- ・適用工種・ICTの主用途（出来形管理、品質管理等）
- ・提案の概要 ICTを適用する新たな管理手法の概要
- ・ICTが効果を生じるために新設・修正が必要となる既存の基準類
(例) ICT出来形管理要領(案)に記載の出来形計測方法の修正
ICT出来形管理要領(案)に記載の精度確認試験方法の新設
出来形管理基準及び規格値(国土交通省)に記載の出来形管理基準や規格値の新設
- ・バックデータの有無と件数
既存の基準類の変更が必要となる場合は、既存基準と変更後の基準案とともに、基準変更の妥当性の根拠となるバックデータの有無と件数、現場名を記載する。
(例) ○○○○現場に試行導入し、精度確認を実施（1件）
- ・既存の管理手法との対比（申請者による優劣の自己評価）
- ・ICTの完成度、開発の進展度
(例) すでに市販されている技術である
現時点では開発段階であるが、今年度中に実現場での試行計測を実施予定
- ・要領化に向けた検討へのご協力可否
提案技術を出来形管理要領等の適用技術として基準化していく場合の、後掲「9. 基準類(素案)の検証」に示す現場等における検証実験への協力の可否
- ・現場導入実績
- ・添付資料（ICTの詳細説明資料、価格(レンタル・買取)、知財権等、使用マニュアル等)

■申請様式 I-2 ICT 技術概要書

申請様式 I-1 で提案された管理に用いる ICT 単体（測器、センサー、計測システム等）について、技術概要などを記載してください。また、ICTの導入実績等についての詳細がわかる添付資料を提出することができます。

【記載すべき内容】

- ・技術概要
- ・普及状況
- ・適用範囲
- ・ICTの研究発表等の実績等
- ・添付資料（現場導入実績等）（任意）

■申請様式Ⅲ-2 基準類の新設・改訂提案概要書

- ・改訂・新設する基準類の概要およびその狙い
- ・基準類改訂・新設により期待できる効果（提案する基準類が追加・改正されることにより生産性改善等の効果が期待される内容とその程度）
- ・ICTを適用する施工段階及び適用する工種
- ・ICTに関する技術概要及び普及状況、価格（レンタル・買取）、知財権等、ICTの一般的な使用方法

■申請様式Ⅰ-3、Ⅱ-2、Ⅲ-3 基準類の改訂案

申請様式Ⅰ-1、Ⅱ-1、Ⅲ-1に記載した、新たな管理手法を用いる場合に必要となる新たな基準（案）を提出してください。既存基準にはない新基準を提案する場合は、その内容を申請様式中の「提案する基準類（案）」に記入してください。既存基準の一部改訂を提案する場合は、改訂前の基準を申請様式中の「既存基準」に、改訂案を「提案する基準類（案）」に記入してください。

■新たなICTの計測精度に関するバックデータ（様式任意）

- ・新たなICTによる出来形計測を提案する場合、当該技術による計測データ（例 施工現場または施工現場相当の規模の試験場（以下、「現場等」という。）において、従来の出来形管理手法と提案された手法により同じ箇所の出来形を計測・比較したデータ）
- ・提案するICT活用により生産性向上を期待する場合、その効果検証データ（例 作業日数・工数等の減少、手待ち・手戻り減少などの根拠となるデータ）
- ・その他の提案については、基準類改訂の根拠となる資料、施工時計測データ、検証データ

■新たな工種の面管理規格値に関するバックデータ（様式任意）

- ・新たな工種にICTによる出来形管理を適用することを提案する場合で、従来の出来形管理基準である断面管理以外の面的な出来形管理基準等を提案する場合は、当該工種についての実現場における面的な出来形計測データをバックデータとして提出するとともに、これを踏まえた新たな規格値案を提案する（提出は任意とする）。

7. 基準類（素案）の提案から基準案作成までの流れ

- ① 一次審査資料の確認および申請者へのヒアリングの実施
- ② 要領化の候補となる提案を選定し、二次審査のための資料の提出を申請者に依頼
- ③ 二次審査用資料の確認、要領化に向けた検討対象となる提案を選定
- ④ ICT導入協議会基準WGにて基準類（案）作成に向けた作業内容の確認
- ⑤ 提案された基準類（素案）を基に、次年度より適用する基準類（案）作成作業の対象として検討を開始
- ⑥ 基準類（素案）の検証実施

必要に応じて現場等での検証を実施します(後掲の「9. 基準類(素案)の検証」参照)。なお、国土交通省による検証が必要となる場合は翌年度まで継続検証を行う場合があります。

- ⑦ 基準類(案)を作成
- ⑧ ICT導入協議会基準WGにて基準類(案)の確認
- ⑨ 策定・改正基準として通知

8. 策定・改定作業の対象とする基準類(素案)の確認

ICT導入協議会基準WGにおいて、応募された基準類(素案)の内容について、主に下記の観点で確認します。

- ① 新たなICTの活用に関する基準類(素案)の場合
 - ・ 基準類(素案)の提案背景(課題・効果)の妥当性
 - ・ 現場実装の課題(技術的成立性・ICTの提供環境)
 - ・ 適用工種の妥当性
 - ・ 基準類(素案)の検証手法の妥当性
 - ・ 計測精度
- ② 既存ICTの活用に関する基準類(素案)の場合
 - ・ 基準類(素案)の提案背景(課題・効果)の妥当性
 - ・ 適用工種の妥当性
 - ・ 基準類(素案)の検証手法の妥当性
- ③ 既存基準類の改定(カイゼン)に関する基準類(素案)の場合
 - ・ 基準類のカイゼン提案背景(課題・効果)の妥当性
 - ・ カイゼン内容の必要性及び妥当性
 - ・ 基準類(素案)の検証手法の妥当性

なお、基準化のために必要となる出来形計測精度の目安を、以下に記載いたします。申請の検討にあたっての参考として下さい。

提案の区分	基準化に必要な出来形計測精度の目安
募集技術 I a 新たなICTを用いた新工種の出来形管理を行う手法	計測誤差の $2\sigma + \text{平均値}(\mu)$ が 出来形管理項目の規格値の 1/3 以下
募集技術 I b 新たなICTを用いた既存工種の出来形管理を行う手法	既存の出来形管理要領で規定されている出来形計測の要求精度と同等以上

9. 基準類(素案)の検証

基準類(素案)の妥当性について、必要に応じ、工事現場等において検証を行います。提案応募者は、検証作業に際し、対象とするICTの提供及び検証に係る機材の提供、検証場所の確保等に協力してください。

10. 問合せ先等

① 問合せ先

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 宮本、古川

TEL : 03-5253-8111 (内線 24921、24923) 直通 03-5253-8286 FAX : 03-5253-1556

国土交通省 国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター

社会資本施工高度化研究室 山下、小塚

TEL 029-864-7490 E-mail : nil-actd@mlit.go.jp

② 問合せ内容と回答の公開

質問及び回答については、提案に関わる手続きの効率化・公平性の観点より国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nilim.go.jp/lab/pfg/bunya/ict_dokou/qanda.html) にて順次回答(公開)します。

11. その他

- ① 提出された概要書、基準類(素案)及び関係資料は、無断で2次的な使用は行いません。
- ② 提出された資料及び資料に用いた画像などは、基準類の策定・改定作業や基準類の通知及び説明等の広報を目的として使用します。
- ③ 虚偽の記載を行った場合には、応募は無効になります。
- ④ 概要書、基準類(素案)及び関係資料は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

以 上

ICTを用いた新たな管理手法 概要書

作成日	令和 年 月 日	
提案団体	団体名	〇〇〇〇協会
提案応募者	会社名(代表者) (その他構成員も記入)	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇株式会社 ・〇〇株式会社
	窓口担当者	〇〇株式会社 技術開発部 課長 〇〇〇〇
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇番地
	電話	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇〇
提案の種別 <small>(右の項目より1項目を選定してください)</small>	<input type="checkbox"/> 公募技術Ⅰa 新たなICTを用いた新工種の出来形管理を行う手法 <input type="checkbox"/> 公募技術Ⅰb 新たなICTを用いた既存工種の出来形管理を行う手法 <input type="checkbox"/> 公募技術Ⅱ 既存のICTを用いた新工種の出来形管理を行う手法(申請様式2は不要) <input type="checkbox"/> 公募技術Ⅲ 既存の基準類の改訂(カイゼン)の提案(申請様式3も記載する)	
適用工種	※ICTを用いた新たな管理手法を導入する工種と適用段階を記載 記入例 (例:法枠工)、施工段階(例:出来形の監督検査)	
ICTの主用途	【記載例】 出来形管理	
提案の概要	1. ICTを用いた新たな管理手法の概要 ※ICTを用いて既存の出来形等の管理手法を改善する方法の概要を記載 <div style="border: 1px solid black; width: 40%; margin: 10px auto; padding: 5px; text-align: center;"> 新たな管理手法を説明する図など </div>	
	2. 新たな管理手法の導入のために改訂が必要となる既存の基準類 ※ICTを用いた新たな管理手法が効果を発揮する上で制約となるため改訂が必要となる既存の技術基準類がある場合は、その基準名、記載箇所、記載内容を記載 【既存の技術基準類の例】 <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事施工管理基準および規格値(国土交通省) ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)等の「ICTの全面的活用」を実施する上での技術基準類 ⇒±〇〇mm以内(〇〇m ² に1回)となっている〇〇管理項目を、平均値および標準偏差±〇〇mm以内(計測頻度は〇〇箇所以上)とする。	
	3. 既存基準の変更のためのバックデータの有無と件数(□有 □無) ※前掲2.において、基準変更の妥当性の根拠として必要となる既存管理手法と新たな管理手法との計測・管理結果の比較等のバックデータがある場合に“□有”りにチェックを入れる。 ※また、土木工事施工管理基準及び規格値(国土交通省)の変更が必要となる場合は、既存基準と変更後の基準案とともに、基準設定の考え方を記載 ※バックデータがある場合は件数と現場名を記載 【記載例】 〇〇〇〇現場に試行導入し、精度確認を実施(1件)	

4. 既存の管理手法との対比

※従来手法とICTを用いた新手法との違いを記載するとともに、下表に比較表を記載(申請者の評価に基づいて記載)

【記載例】

	既存の管理手法	ICTを用いる新管理手法	評価
出来形や品質(性能)	従来は○○で指定された箇所を計測・管理	ICTを用いて連続的に○○をリアルタイムに管理できる。	○
効率	従来の、○○○○○○○○○○○○○○○○を用いた○○○の管理手法は最大で○○日の工事中断が必要となるため、工程の組み替え、工区割による作業中断範囲を限定する等により対応してきた	ICTを用いた管理手法では、○○○○○○○○○○○○○○○により、○○○○が改善するため、管理に要するコスト縮減、工期短縮が期待できる。	○
安全性	従来は○○	ICTにより○○が可能で安全性が向上する。	△
コスト	従来は○○の機材、人工が必要。	ICTでは○○の経費削減が期待できる。	×
その他			○

5. ICTの完成度、開発の進展度

※試作段階である、市販されている等、技術の完成度等について記載

【記載例】

現時点では開発段階であるが、今年度中に実機を作成し試行計測を実施予定

6. 要領化に向けた検討へのご協力可否

※提案技術が出来形管理要領等の基準化していく技術として採択された場合の、基準類(素案)の検証のために協力できる実現場提供の有無、ICT計測、計測データの提供等の検証実験への協力の可否を記載

7. 提案した管理手法の実績等※海外および国内の実績は別添資料による。

※技術内容の開示がある場合に記載

※特許等がある場合に記載

※適用にあたり、関係する基準を記載

【記載例】

現場導入実績

- 1) ○○○○工事(資料○○参照)
- 2) ○○○○工事(資料○○参照)
- 3) ○○○○工事(資料○○参照)

8. その他(ICTで効果を得るために必要なカイゼン事項)

※既存基準の変更以外で、ICTが期待した効果を発揮するために必要となるカイゼン内容があれば記載

【記載例】

新たに開発された○○方式UAVについて、既存の自己定位型UAVと同等の評定絵点設置個数に関する基準を準用できるように改訂が必要。

添付資料一覧

- ・建設物価サービス 20○○年度 NETIS 登録資料、工法紹介ページ抜粋:(資料○)
- ・特許出願明細書:(資料○)
- ・○○○○便覧(抜粋):(資料○)
- ・○○○○設計・施工基準、同解説(抜粋):(資料○)
- ・積算資料:(資料○)
- ・施工マニュアル:(資料○)

ICT 技術概要書

ICTの概要	<p>1. 技術概要</p> <p>※既存のICTに関する施工管理要領等で規定されていない新たなICTを用いる場合に記載 ※計測の原理、計測精度、機器構成などを記載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 300px;">機器構成図など</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 300px;">写真など</div>
	<p>2. 普及状況等</p> <p>※調達容易性を記載(工事施工者等がレンタルでの調達可能 等) ※技術的完成度を記載(開発段階、市販品 等) ※既存ICTにおいても、技術的改良を要する提案である場合は旨記載</p>
	<p>3. 適用範囲</p> <p>※適用可能な範囲を記載 ※特に効果の高い適用範囲を記載 ※適用できない範囲を記載</p>
	<p>4. ICTの研究発表等の実績等</p> <p>※ICTの研究発表の実績等を記載 ※PRISM(官民研究開発投資拡大プログラム)等、他の新技術導入・活用に関するプロジェクトへの参画があれば記載 ※i-Construction 大賞等の受賞歴がある場合は記載 ※NETIS 登録がある場合は記載 ※知財情報や価格に関する情報は開示がある場合に記載 ※その他ICTの使用にあたり、関係する基準を記載</p> <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑誌掲載「〇〇〇〇〇 〇月号 〇〇〇〇」 ・令和2年度 i-Construction 大賞(直轄工事/業務部門)受賞 ・NETIS 申請済み(NETIS 登録番号 〇〇〇〇〇〇) ・建設物価サービス「〇〇〇〇版 NETIS 登録資材・工法紹介、新技術情報提供システム」 ・特許 発明の名称:〇〇〇〇〇〇〇〇装置 (資料〇〇参照) 出願人 :〇〇〇〇〇〇〇 発明者 :〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 出願番号:特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
添付資料一覧	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料〇 〇〇〇〇工事へのICT導入結果 ・資料〇 特許(登録)証 ・資料〇 令和2年度 i-Construction 大賞 受賞取組概要

記載例

基準類の新設・改訂提案 概要書

提案の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 公募技術Ⅲ 既存の基準類の改訂(カイゼン)の提案
適用工種	※ICTを用いた新たな管理手法を導入する工種と適用段階を記載 記入例 (例:土工)、施工段階(例:出来形計測)
ICTの主用途	【記載例】 出来形管理
提案の概要	1. 対象となる既存の基準 ※ICTを用いた新たな管理手法が効果を発揮する上で制約となるため改訂が必要となる既存の技術基準類の基準名、記載箇所、記載内容を記載 【記載例】 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(平成29年3月) 3.5節 【解説】(2)
	2. 既存の基準類の新設・改訂が必要となる理由 ※ICTの導入の妨げになっている記載内容の指摘、および改訂後の内容案を記載 【記載例】 無人航空機搭載型レーザースキャナには2周波のGNSSを搭載することが必須となっているが、技術開発により1周波のGNSSであってもUAVの自己位置を高精度に特定できるようになったため、この規定を除外されたい。
	3. 基準類を改訂・新設することにより期待できる効果 ※提案する基準類が追加・改正されることにより生産性改善等の効果が期待される内容とその程度 ※効果を定量的に裏付けるバックデータがある場合は添付資料として提出 【記載例】 2周波のGNSSを搭載したUAVに対し、1周波のものはUAVへの搭載部品重量を〇〇%軽減できるため、UAV自体の小型化が期待でき、経済性が向上する。
添付資料一覧	

既存基準類の改訂案

申請様式Ⅰ-3

申請様式Ⅱ-2

申請様式Ⅲ-3

既存基準（○節○項 p.○○～○○）※既存基準の名称、引用した節・ページ番号等を記載	提案する基準類（案）	変更理由